

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部改正について

## 1. 背景及び概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（第186回国会閣法29号。以下「改正法」という。）による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の一部改正により、乗継円滑化事業を廃止し、地域公共交通再編事業を新設した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府令・国土交通省令第2号）においては、法第14条第4項（道路運送高度化実施計画）、第22条第4項（乗継円滑化実施計画）及び第30条第5項（新地域旅客運送事業実施計画）の規定による公安委員会への意見聴取の方法及び公安委員会の意見を聴く必要がない場合等について定めており、改正法の施行に伴い、同命令の所要の改正を行う「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令」が平成26年11月20日に公布・施行された。

## 2. 改正の内容

都道府県公安委員会への書面の送付、意見提出、意見を聴く必要がない場合及び処分  
の通知に関し、乗継円滑化実施計画に関する規定を削除するとともに、地域公共交通再  
編実施計画に関する規定を追加する。